

重要事項説明書

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は以下の通りです。

1 事業者概要

事業者	株式会社 大福
代表者	代表取締役 原田 英
所在地	三浦市三崎 2-10-13

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション 大福
事業所指定番号	1462790087
所在地	三浦市栄町 8-3 コーポ栄 1階
電話番号	046-803-6689
管理者	原田 英
サービス提供地域	三浦市全域、横須賀市の一部 (林 1丁目から 5丁目、長井 1丁目から 6丁目、津久井浜 1丁目)

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅等において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

- 事業者の看護職員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ心身機能の維持回復を目指し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。
- 事業の実施にあたり、関係市町村、居宅介護支援事業所を始めとする地域の保健・医療・福祉機関と密接な連携を図りながら総合的なサービス提供に努め、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4 事業所の体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	0名
看護師	6名	4名
准看護師	0名	0名

5 営業日及び時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日	9時から17時

※ただし、12/29 から 1/3 までを除きます。

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業日・営業時間以外での訪問看護を行っています。

6 サービス内容

- ①健康状態の観察（血圧、体温、脈拍、簡易酸素飽和度）
- ②日常生活の看護（清潔、排せつ、食事、内服管理等）
- ③在宅リハビリテーション（拘縮予防、基本動作訓練、歩行訓練、言語嚥下訓練
認知予防指導）
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護、相談
- ⑥医療的処置行為（褥瘡の処置、カテーテル類の管理、点滴等）
- ⑦終末期の看護

7 サービス利用料及び利用者負担

（1）利用料の定め

利用者は、事業者に対して、事業者が提供したサービスに応じて、別紙の料金表に定める料金を支払います。

（2）利用料の請求と支払期日

事業者は、毎月 10 日頃までに前月分の利用分の請求書を作成し、利用者にお渡しします。支払いに関しては当月末締めで、振り込みや現金支払い場合は翌月 25 日までにお支払いをしていただきます。

支払を確認後、領収書を発行いたします。なお、自動振替の場合は手続き上、翌月に引き落ができない事があります。その際は翌々月にまとめてお支払いをして頂きます。

（3）支払方法

- ・ 事業者指定口座への振り込み
- ・ 現金支払い
- ・ 利用者指定口座からの自動振替（27 日支払）

（4）キャンセル料

利用日の前日営業時間内にご連絡があった場合やご連絡がない場合でも容態の急変・緊急などやむを得ない事情があるときのキャンセル料はかかりません。

8 交通費

サービスを提供する指定区域内の交通費は無料です。駐車違反に該当しない場所に駐車できない場合は、付近の有料駐車場を利用し、駐車料金の実費を請求させていただきます。

9 苦情相談窓口

(1) 当事業所の相談窓口

訪問看護ステーション大福

担当者 原田 英

046-803-6689

(受付時間 午前8時30分から午後5時30分)

(2) 外部苦情相談窓口

・三浦市保健福祉部高齢介護課

046-882-1111

(受付時間 午前8時30分から午後5時15分) ※土・日・祝日・年末年始は除きます

・横須賀市役所介護保険課給付係

046-822-8253

(受付時間 午前8時30分から午後5時) ※土・日・祝日・年末年始は除きます

・神奈川県国民健康保険団体連合会

045-329-3447

(受付時間 午前8時30分から午後5時15分) ※土・日・祝日・年末年始は除きます

10 緊急対応方法

(1) 訪問看護の提供を行っている時にご利用者の様態が急変した場合には主治医、病院、消防署に連絡をとる等の措置を講じます。

(2) 緊急対応適応のご利用者様については通常時間外に、その日の緊急担当看護師と連絡が取れるよう緊急対応の連絡先をお知らせいたします。

11 非常災害対応方法

災害の際、事業所の滅失等により、利用者に対する訪問看護の提供が不可能になる場合があります。次の理由による災害のために従事者が利用者宅に訪問することが困難又は不可能となり、訪問看護サービスの提供ができない場合があります。

(1) 自然災害(地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪)

(2) 交通災害(道路の破損・工事による通行止め・交通渋滞等)

上記の場合には、速やかにサービスの中止又はサービスの変更及び、延期を決定するよう利用者と事業者は協力することとします。事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

その他

(1) 交通事情や前後の利用者の状況などにより、予定時間の変更や遅れが生じることがあります。

なお、15分以上遅れる場合は、予めご連絡いたします。

(2) 悪天候や災害発生時等のやむを得ない事情により、訪問の調整、または中止をすることがあります。

(3) 当ステーションは看護やケアの方向性をチームで確認し客観的な評価ができること、看護の質を高めるという視点でチーム制を取らせて頂いております。

個人情報保護に関する方針説明書

事業者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、以下の方針を定め、実施します。

1 個人情報の範囲

- ・事業者は、利用者及び利用者家族の個人情報について、本方針に基づいて取り扱います。

2 個人情報の取得と管理

- ・事業者は、個人情報の適切な取得に努めます。
- ・事業者は、個人情報の安全管理体制を整備します。個人情報漏洩、紛失、不正アクセス、破損等の問題が発生した場合には、速やかに対処します。
- ・事業者は、従業員への個人情報保護に関する教育を徹底します。事業者は、従業員の雇用契約時に、従業員に対し退職後も含む秘密保持を誓約させます。

3 個人情報の利用目的

- ・事業者は、個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います
- ・事業者は、利用目的を達成するために、個人情報を正確かつ最新の内容を保ちます
- ・事業所において、通常必要と考えられる個人情報の利用目的は以下の通りです
 - サービスに関する諸記録の作成
 - 主治医の所属する医療機関含む連携医療機関、連携居宅サービス事業者からのサービス提供内容に関する照会回答
 - 医療保険、介護保険請求事務、保険者への相談届出、照会回答、会計処理業務、損害保険等に係る保険会社等への相談届出等
 - 学生や見学等の実習、研修協力
 - 匿名を前提とし、学会・雑誌・記事での発表や事業所 HP など情報媒体での PR
(匿名化が難しい場合は、改めて同意を頂いたうえで使用します)

4 個人情報の開示

- ・事業所は都道府県等外部監査機関等に法令に基づいて個人情報の開示を求められた場合は、事業所の情報提供の手続きに従って開示します。

5 相談窓口

- ・本方針に関するご相談は、下記の担当者が承ります。

訪問看護ステーション 大福 個人情報に関する相談窓口担当 原田 英